

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.001

処 分 名	違反建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （違反建築物に対する措置） 第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 2～15 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.002

処 分 名	違反建築物に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第 9 条第 2 項から第 6 項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 7 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （違反建築物に対する措置） 第九条 1～6 省略 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。 8～15 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.003

処 分 名	工事中の違反建築物に対する緊急の施行停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 10 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （違反建築物に対する措置） 第九条 1～9 省略 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。 11～15 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.004

処 分 名	保安上危険となる特殊建築物に対する除却等の勧告
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 14 条の 2
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令） 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。 2～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.005

処 分 名	保安上危険となる特殊建築物等に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合には是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令） 第十条 1 省略 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.006

処 分 名	保安上危険な建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「既に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。実体上は法令が定まる技術的基準に適合しておらず危険や害の程度が高い既存不適格建築物がそのまま放置されるおそれがあり、こうした事態を防ぐために「著しく」危険や害のある状態に陥っている建築物を対象とした命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令） 第十条 1～2 省略 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.007

処 分 名	集団規定に適合しない既存不適格建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第11条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （第三章の規定に適合しない建築物に対する措置） 第十一条 特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いずれも第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第三章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。 2 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.008

処 分 名	私道の変更又は廃止の制限
処 分 の 概 要	私道の変更又は廃止によってその道路に接する敷地が法第 43 条の接道義務に抵触することとなる場合は、特定行政庁は、法 9 条に基づく一般の違反是正命令に準じた手続きで私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 45 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （私道の変更又は廃止の制限） 第四十五条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第四十三条第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。 2 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.009

処 分 名	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の工事に対する改善の命令
処 分 の 概 要	特定行政庁は、認定計画に従って工事を行っていないと認めるときは、認定を受けた建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるための改善命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 8 第 5 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築工事等を含む工事を行う場合の制限の緩和） 第八十六条の八 1～4 省略 5 特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 6 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.010

処 分 名	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	認定を受けた者が改善命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 8 第 6 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築工事等を含む工事を行う場合の制限の緩和）

第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

- 一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
- 二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
- 三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。
- 2 前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主（以下この条において「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた全体計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。
- 4 特定行政庁は、認定建築主に対し、第一項の認定を受けた全体計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

その変更後のもの。次項において同じ。)に係る工事の状況について報告を求めることができる。

5 特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.011

処 分 名	建築設備の工事現場の危害防止に関わる除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条の 4
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （建築設備への準用） 第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.012

処 分 名	建築設備の工事現場の危害防止に関わる使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （建築設備への準用） 第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.013

処 分 名	建築設備の工事現場の危害防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条の 4
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （建築設備への準用） 第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.014

処 分 名	工事中の建築設備の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条の 4
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （建築設備への準用） 第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.015

処 分 名	工事中の建築設備の使用に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失してしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （建築設備への準用） 第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.016

処 分 名	違反広告塔等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.017

処 分 名	違反広告塔等に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.018

処 分 名	工事中の違反広告塔等に対する緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.019

処 分 名	保安上危険となる広告塔等に対する除却等の勧告
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.020

処 分 名	保安上危険となる広告塔等に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合に是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.021

処 分 名	保安上危険な広告塔等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「既に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。実体上は法令が定まる技術的基準に適合しておらず危険や害の程度が高い既存不適格建築物がそのまま放置されるおそれがあり、こうした事態を防ぐために「著しく」危険や害のある状態に陥っている建築物を対象とした命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.022

処 分 名	集団規定に適合しない既存不適格広告塔等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.023

処 分 名	広告塔等の工事現場の危害防止に関わる除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.024

処 分 名	広告塔等の工事現場の危害防止に関わる緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.025

処 分 名	広告塔等の工事現場の危害防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.026

処 分 名	工事中の広告塔等の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 ～ 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.027

処 分 名	工事中の広告塔等の使用に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第三十八項から第四十項までを除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.028

処 分 名	違反製造施設等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

（工作物への準用）

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.029

処 分 名	違反製造施設等に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失してしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第 9 条第 2 項から第 6 項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

（工作物への準用）

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.030

処 分 名	工事中の違反製造施設等に対する緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.031

処 分 名	集団規定に適合しない既存不適格製造施設等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第 3 条第 2 項の規定により法第 3 章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.032

処 分 名	製造施設等の工事現場の危害防止に関わる除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.033

処 分 名	製造施設等の工事現場の危険防止に関わる緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第2項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.034

処 分 名	製造施設等の工事現場の危険防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.035

処 分 名	工事中の製造施設等の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 2 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.036

処 分 名	工事中の製造施設等の使用に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第2項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八項から第三十七項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第二項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3～4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.037

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.038

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.039

処 分 名	工事中の防火地域内の違反看板等に対する緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用されます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.040

処 分 名	保安上危険となる防火地域内の看板等に対する除却等の勧告
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.041

処 分 名	保安上危険となる防火地域内の看板等に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合には是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.042

処 分 名	保安上危険な防火地域内の看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「既に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。実体上は法令が定まる技術的基準に適合しておらず危険や害の程度が高い既存不適格建築物がそのまま放置されるおそれがあり、こうした事態を防ぐために「著しく」危険や害のある状態に陥っている建築物を対象とした命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.043

処 分 名	集団規定に適合しない防火地域内の既存不適格看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工作物への準用） 第八十八条 1～2 省略 3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。 4 省略

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.044

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。 命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工事現場の危害の防止） 第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。 3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.045

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第90条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工事現場の危害の防止） 第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。 3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.046

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工事現場の危害の防止） 第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。 3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.047

処 分 名	工事中の特殊建築物等の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工事中の特殊建築物等に対する措置） 第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。 2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.048

処 分 名	工事中の特殊建築物等の使用に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失してしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第90条の2第2項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■建築基準法 （工事中の特殊建築物等に対する措置） 第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。 2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.049

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定事業者に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第20条
処 分 基 準	改善命令は、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築物の耐震改修の促進に関する法律 （改善命令） 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.050

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第21条
処 分 基 準	認定の取り消しは、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築物の耐震改修の促進に関する法律 （計画の認定の取消し） 第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.051

処 分 名	分別解体等の計画の変更等の命令
処 分 の 概 要	届出に係る分別解体等の計画が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 7 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条第 3 項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
- 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。
- 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
 - 二 前項第一号の調査の結果
 - 三 前項第三号の措置の内容
- 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
- 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
- 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
 - 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し
 - 二 屋根ふき材の取り外し
 - 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
 - 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。
 - 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し

三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

6 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない。

一 手作業

二 手作業及び機械による作業

7 前項の規定にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が第三項第一号の工程又は同項第二号の工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合においては、手作業及び機械による作業によることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.052

処 分 名	分別解体等に係る必要な措置の命令
処 分 の 概 要	対象工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 15 条
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （命令） 第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針（第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.053

処 分 名	特別特定建築物に係る基準適合命令
処 分 の 概 要	法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認める場合、当該違反を是正するために必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号) 第 15 条第 1 項
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.054

処 分 名	認定建築主等に対する改善命令
処 分 の 概 要	認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認める場合、その改善に必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成 18 年法律第 91 号）第 21 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.055

処 分 名	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	法第 21 条による処分に違反した場合、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取り消しを行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成 18 年法律第 91 号）第 22 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.056

処 分 名	長期優良住宅の改善命令（第 13 条第 1 項）
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定計画実施者が、認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行ってないと認められるなど、長期優良住宅の普及に関する法律第 13 条に該当する場合は、その改善に必要な措置を講ずることができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 13 条第 1 項
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築又は維持保全の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	【根拠法令】 ■長期優良住宅の普及に関する法律 （改善命令） 第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.057

処 分 名	長期優良住宅の改善命令（第 13 条第 2 項）
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定計画実施者（分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定しないと認められる場合など、長期優良住宅の普及に関する法律第 13 条第 2 項に該当する場合は、その改善に必要な措置を講ずることができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 13 条第 2 項
処 分 基 準	法令の規定において基準が具体的に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	【根拠法令】 ■長期優良住宅の普及に関する法律 （改善命令） 第十三条 2 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.058

処 分 名	長期優良住宅の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、長期優良住宅の認定について、改善命令に違反したときなど、長期優良住宅の普及に関する法律第 14 条に該当する場合は、計画の認定取消しを行うことができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 14 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定計画実施者が第 13 条の規定による改善命令に従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	【根拠法令】 ■長期優良住宅の普及に関する法律 （計画認定の取消し） 第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。 三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。 2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者（当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。）に通知しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.059

処 分 名	低炭素建築物新築等計画認定の改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が低炭素建築物等新築計画に従って低炭素建築物の建築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第57条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成25年1月1日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■都市の低炭素化の促進に関する法律 （改善命令） 第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.060

処 分 名	低炭素建築物新築等計画認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、低炭素建築物新築等計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 （平成 24 年法律第 84 号） 第 58 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 57 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 25 年 1 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■都市の低炭素化の促進に関する法律 （低炭素建築物新築等計画の認定の取消し） 第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.061

処 分 名	建築物省エネ法 特定建築物に係る基準適合命令等
処 分 の 概 要	所管行政庁は、特定建築物の基準適合義務の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （平成 27 年法律第 53 号） 第 13 条第 1 項
処 分 基 準	違反是正をするための命令措置は、是正計画の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （特定建築物に係る基準適合命令等） 第十三条 所管行政庁は、第十条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （特定建築物の建築主の基準適合義務） 第十条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.062

処 分 名	建築物省エネ法 認定建築主に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （平成 27 年法律第 53 号） 第 33 条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （認定建築主に対する改善命令） 第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.063

処 分 名	建築物省エネ法 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （平成 27 年法律第 53 号） 第 34 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 33 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 （建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し） 第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。 （認定建築主に対する改善命令） 第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.064

処 分 名	優良住宅の認定
処 分 の 概 要	市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないことができます。
根拠条例等・条項	春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則（平成 17 年規則第 164 号）第 4 条
処 分 基 準	昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないときとは、次に掲げるときとなります。 (1) 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 住宅の新築が、建築基準法、都市計画法その他住宅の建築に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。 (2) 住宅の床面積に関する事項 住宅の人の居住の用に供する部分の床面積（建築基準法施行規則40号別記第1号様式の副本に規定する高床式住宅にあつては、床下部分以外の部分の面積）が、40平方メートル以上200平方メートル以下であること。 (3) その他優良な住宅の供給に関し必要な事項 ① 台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びに収納設備を備えた住宅であること。 ② 別荘の用に供される住宅でないこと。 ③ 住宅（当該住宅が、1むねの家屋でその構造上区分された数個の部分で独立して人の居住の用その他の用に供することができるものの一部分である場合にあつては、当該家屋をいう。）の床面積の敷地面積に対する割合が、10分の1未満でないこと。 ④ 住宅の建築費が3.3平方メートル当たり95万円（耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）を有する住宅にあつては、100万円）以下であること。 ⑤ 住宅が1むねの家屋の一部分である場合にあつては、当該家屋の第2並びに第3第1号及び第2号の要件に該当する住宅の床面積の合計の当該家屋の床面積に占める割合が、2分の1以上であること。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠法令】

■春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則
(認定の基準)

第4条 市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.065

処 分 名	市営住宅入居者の決定の取消し
処 分 の 概 要	市長は、入居権利者が、春日部市市営住宅条例第 10 条第 4 項の規定に違反して入居しないときは、第 1 項の承認の取り消しを行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 10 条第 6 項
処 分 基 準	市長は、入居権利者が、入居可能日から 15 日以内（入居権利者の病気等の、やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内）に入居しないときは、入居承認の取り消しを行うことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	【根拠条例等】 ■春日部市市営住宅条例 （入居の承認等） 第10条 市長は、第 7 条の入居の申込みをした者（入居予定者とならなかった者を除く。以下「入居申込者」という。）が、市長が指定する期間内に次の各号に掲げる手続をしたときは、入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）を指定して、入居の承認をするものとする。ただし、市長は、災害その他やむを得ない事情として規則で定める者があると認めるときは、当該手続の全部又は一部を要しないものとすることができる。 （1） 入居申込者と緊急時等に連絡をとることができる者であつて市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡人」という。）が連署した請書その他規則で定める書類を提出すること。 （2） 第16条第 1 項の規定により敷金を納付すること。 （略） 4 第 1 項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、入居可能日から15日以内（入居権利者の病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内）に入居しなければならない。 （略） 6 市長は、入居権利者が第 4 項の規定に違反して入居しないときは、第 1 項の承認を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.066

処 分 名	家賃の徴収
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、入居日から市営住宅を明け渡した日までの家賃を、毎月末日までにその月分を納付しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 15 条
処 分 基 準	市営住宅の入居者は、入居日から市営住宅を明け渡した日までの家賃を、毎月末日までにその月分を納付しなければなりません。 なお、入居権利者が新たに入居した場合又は、入居者が市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 ヶ月に満たない場合は、その月の家賃は日割り計算となります。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	【根拠条例等】 ■春日部市市営住宅条例 （家賃の納付） 第15条 家賃は、第10条第1項の規定により指定された入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第29条第1項又は第33条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第37条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその請求日）まで徴収する。 2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までにその月分を納付しなければならない。 3 入居権利者が新たに市営住宅に入居した場合又は入居者が市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。 4 入居者が第36条に規定する手続を経ないで、市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.067

処 分 名	収入超過者の認定
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者が引き続き３年以上入居している場合において、公営住宅法施行令第８条第１項に規定する基準を超える収入のあるときは、収入超過者として認定を行います。 また、収入超過者として認定された場合は、市営住宅を明け渡すように努力しなければなりません。
根拠条例等・条項	公営住宅法（昭和２６年法律第２４０号）第２８条 春日部市市営住宅条例（平成１７年条例第１４２号）第２５条、第２６条
処 分 基 準	市営住宅の入居者が引き続き３年以上入居している場合において、公営住宅法施行令第８条第１項に規定する基準（高齢者や障がい者等、特に居住の安定を図る必要がある世帯は２１万４千円、それ以外の世帯は１５万８千円）を超える収入のあるときは、収入超過者として認定を行います。 また、収入超過者として認定された場合は、公営住宅法第２８条及び、春日部市市営住宅条例第２６条の規定に基づき、市営住宅を明け渡すように努力しなければなりません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２６年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■公営住宅法

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない

■春日部市市営住宅条例

(収入超過者の認定等)

第25条 市長は、市営住宅に引き続き3年以上入居している入居権利者の第13条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 第13条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

(明渡し努力義務)

第26条 前条第1項の規定による通知を受けた入居権利者(以下「収入超過者」という。)は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。この場合において、当該収入超過者からの申出があるときは、独立行政法人都市再生機構の住宅その他適当な住宅のあっせんを行うものとする。

【関係法令等】

■公営住宅法施行令

(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 同号イに定める金額
- 二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

■公営住宅法

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

■春日部市市営住宅条例

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次に掲げる場合 月額21万4千円

(ア) 入居者又は同居者に前号イからエまで、キ又はクのいずれかに該当する者(同号イに該当する者のうち、同号イ(イ)に掲げる障害の種類にあつては同号イ(イ)に定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号イ(ウ)に掲げる障害の種類にあつては同号イ(ウ)に定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(エ) 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合(当該災害が発生した日から3年を経過しない場合に限る。)

イ アに掲げる場合以外の場合 月額15万8千円

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.068

処 分 名	高額所得者の認定
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者が引き続き 5 年以上入居している場合において、最近 2 年間引き続き公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に規定する基準を超える高額の収入のあるときは、高額所得者として認定を行います。 また、高額所得者として認定された場合は、期限を決めて市営住宅の明渡し請求を行います。
根拠条例等・条項	公営住宅法（昭和 26 年法律第 240 号）第 29 条 春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 28 条、第 29 条
処 分 基 準	市営住宅の入居者が引き続き 5 年以上入居している場合において、最近 2 年間引き続き公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に規定する基準（31 万 3 千円）を超える高額の収入のあるときは、高額所得者として認定を行います。 また、高額所得者として認定された場合は、公営住宅法第 29 条及び、春日部市市営住宅条例第 29 条の規定に基づき、期限を決めて市営住宅の明渡し請求を行うことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■公営住宅法

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

■春日部市市営住宅条例

（高額所得者の認定等）

第28条 市長は、市営住宅に引き続き5年以上入居している入居権利者の第13条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えるとときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 前項の入居者に配偶者以外の同居者がある場合における同項の収入の額の算出については、令第9条第2項に定めるところによる。

3 第13条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

（高額所得者に対する明渡しの請求）

第29条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた入居権利者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による明渡しの請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。

（1）入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

（2）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3）入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

（4）その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

【関係法令等】

■公営住宅法施行令

（法第二十九条第一項に規定する収入の基準）

第九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円とする。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

- 2 入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所得金額は、百二十四万八千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.069

処 分 名	駐車場の使用の取消し
処 分 の 概 要	市営住宅の共同施設として設置した駐車場の使用者が、市営住宅条例第 44 条に規定する事項に該当する場合は、使用者に対し、明渡し請求を行います。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 44 条
処 分 基 準	市長は、駐車場の使用者が次のいずれかに該当するときは、使用者に対して、駐車場の明渡し請求を行うことができます。 (1) 不正の行為によって、駐車場の使用の承認を受けたとき。 (2) 駐車場の使用料を 3 か月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又は附帯する設備を故意に損傷したとき。 (4) 正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。 (5) その他市営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び関係例規等の抜粋	【根拠条例】 ■春日部市市営住宅条例 （駐車場の明渡し請求） 第44条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって第42条第 1 項の承認を受けたとき。 (2) 駐車場の使用料を 3 か月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又は附帯する設備を故意に損傷したとき。 (4) 正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。 (5) その他市営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。 2 前項の規定により駐車場の明渡し請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。 3 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの間、毎月、当該駐車場の使用料の額の 2 倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。 4 市長は、第 1 項第 5 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 か月前までに、当該使用者にその旨を通知するものとする。